



平成 23 年 8 月 8 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 博 展
(コード番号：2173 大証 J A S D A Q)
本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 築 地 一 丁 目 13 番 14 号
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 田 中 正 則
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 今 森 教 仁
電 話 番 号 0 3 (6 2 7 8) 0 0 1 0

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社経営陣が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することを通じ、より一層意欲及び士気を向上させるとともに、当社の結束力をさらに強固なものとする中で、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に資することを目的として、当社取締役及び監査役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権については、当社経営陣が有償で取得し、かつ、「II. 新株予約権の発行要項 3.

(6) 新株予約権の行使の条件」に記載の通り、当社の経常利益が、あらかじめ定める目標値平成 24 年 3 月期 100 百万円及び平成 25 年 3 月期 140 百万円いずれも達成した場合に初めて権利行使が可能となります。かかる条件は、当社経営陣に対し、当該目標値の達成に向けた意欲を一段と向上させるとともに、当該目標値に対する一定の責任を負わせる効果を有しております。また、「II. 新株予約権の発行要項 5. 新株予約権の取得に関する事項」に記載の通り、当社の株価があらかじめ定める価格を下回った場合は、新株予約権は権利行使ができなくなります。かかる条件は、当社経営陣に対し、株価に対する一定の責任を負わせる効果を有しております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

625 個

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、982 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である

株式会社プルートラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式

当社普通株式 625 株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

② 新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、1 株とする。ただし、上記①に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 35,800 円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合

NEWS RELEASE

合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 23 年 8 月 26 日から平成 26 年 8 月 25 日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、下記ア及びイに掲げる条件が全て満たされた場合、本新株予約権を行使することができる。

ア 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成 24 年 3 月期の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）における経常利益が、100 百万円を超過すること。

イ 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成 25 年 3 月期の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）における経常利益が、140 百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。

4. 新株予約権の割当日

平成 23 年 8 月 26 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、下記事由が生じた場合、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

① 本新株予約権の割当日から 1 ヶ月後の応答日より 11 ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 月間(当日を含む直近の 21 本邦営業日)の平均株価(1 円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の 80%(1 円未満の端数は切り下げ) 以下となった場合

② 本新株予約権の割当日から 1 年後の応答日より 12 ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 月間(当日を含む直近の 21 本邦営業日)の平均株価(1 円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の 110%(1 円未満の端数は切り下げ) 以下となった場合

③ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合

(2) 当社は、下記事由が生じた場合、本新株予約権を無償で取得する。

NEWS RELEASE

- ①本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
- ②本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合
- ③本新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した日から1ヶ月を経過した場合

(3) 当社は、下記ア乃至ウに掲げる条件が全て満たされた場合、本新株予約権を上記2に定める本新株予約権1個あたりの発行価額と同額の金銭を交付して取得する。

ア 本新株予約権者が平成24年6月の定時株主総会において取締役として選任されなかったこと

イ 前記アに伴い取締役としての地位を喪失した日から1ヶ月を経過する日までに、上記3.(6)

①ア掲げる条件が満たされたこと

ウ 本項(1)及び(2)の事由が生じていないこと

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

NEWS RELEASE

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 23 年 8 月 26 日

9. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役	6 名	600 個
-------	-----	-------

当社監査役	3 名	25 個
-------	-----	------

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

この募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に際しましては、ストック・オプションの費用計上額は発生せず、発行諸費用も軽微であることから、平成 23 年 5 月 11 日に発表いたしました第 2 四半期累計期間及び通期の業績予想に変更はございません。

以上